

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-16
処分の種類	第2種製造者、第2種貯蔵所、販売業者又は特定高圧ガス消費者の停止命令			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第38条第2項			
処分の概要	第2種製造者、第2種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者が技術上の基準に違反しているときは、期間を定めてその製造、貯蔵、販売又は消費の停止を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に先例なし、法令の定め以上に設定するのが困難)			
基準の制定根拠				